

答 申 第 88 号

平成14年7月3日

千葉県知事 堂本 暁子 様

千葉県情報公開審査会

委員長 鶴岡 稔男

異議申立てに対する決定について（答申）

平成10年12月2日付け学第302号の2による下記の諮問について、次のとおり答申
します。

記

平成10年10月2日付けで異議申立人から提起された平成10年7月31日付けで行っ
た公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書の非公開とした部分のうち、別表に掲げるものを公開すべきである。

実施機関のその余の決定は妥当である。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が平成10年7月31日付け学第2号の17で行った「平成9年度学校法人船橋学園（以下「本件学校法人」という。）の消費収支計算書、資金収支計算書及び貸借対照表」（以下「本件文書」という。）の公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるといものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書で主張している異議申立ての理由は概ね次のとおりである。私立学校の経営は、国・県からの補助金と父母の負担という、共に公金によって成り立っているのであるから、その使い道を公開するのは当然である。

部分公開とした決定は、上記の趣旨からはなはだ不十分であるので、この決定を取り消し全部を公開することを求める。

なお、非公開とする部分がある場合でも、本件文書の大科目の金額は公開すべきである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、概ね次のとおりである。

(1) 本件文書について

ア 私立学校振興助成法第14条に基づき経常費補助金の交付を受ける学校法人は、毎年度定期的に財務計算書類を作成し、県に提出することとなっている。

イ 作成しなければならない財務計算書類の種類（資金収支計算書・消費収支計算書・

貸借対照表及び内訳表・附属明細表) 及びその記載科目・様式については、学校法人会計基準に規定されている。

ウ 本件文書は、本件学校法人に係る平成9年度の資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表である。

(2) 千葉県情報公開条例(平成12年千葉県条例第65号)による廃止前の千葉県公文書公開条例(昭和63年千葉県条例第3号。以下「旧条例」という。)第11条第3号本文該当性について

ア 資金収支計算書は、学校法人の資金活動の安全性を表示し、その年度の教育活動に対応するすべての資金の使いみち(資金支出)とこれに対する資金の調達(資金収入)を明らかにするものであり、非公開とした資産の運用に係る収入・支出、借入金等の返済支出、設備関係支出の金額の部分は、学校法人独自の資産運用の状況や負債の返済状況及び将来を見据えた経営戦略上の設備投資の状況を表すものであり、公開されることにより、本件学校法人の運用資産の規模・運用方法や借入額の規模及び独自の経営方針等が明らかになり、本件学校法人の競争上の地位に不利益を与える情報である。

イ 消費収支計算書は、学校法人の事業の採算性を表示し、その年度における人件費や諸経費などのコストとそれに対する負債以外の収入とのバランスを見るものであり、非公開とした資産運用収入及び借入金利息の金額の部分は、学校法人独自の資産運用の状況や利息の返済状況を表すものであり、公開されることにより本件学校法人の運用資産の規模・運用方法や借入額の規模等が明らかになり、本件学校法人の競争上の地位、運営上の地位に不利益を与える情報である。

ウ 貸借対照表は、貸借対照表日現在の学校法人の財政状態の健全性(累積の負債、正味財産等の状況)・必要資産の保有状況についての情報を前年度比で表示するものであり、

(ア) 固定資産、流動資産の資産の部の金額は、学校法人の基本財産や現預金等の資産の保有状況を表すものであり、公開されることにより本件学校法人の事業規模や資産規模が明らかになるとともに当年度の増減状況が明らかになり、本件学校法人の競争上の地位、運営上の地位に不利益を与える情報である。

(イ) 固定負債、流動負債の負債の部の金額は、学校法人の借入金等の規模を表すものであり、公開されることにより本件学校法人の財政状況が明らかになるとともに当

年度の借入額が明らかになり、本件学校法人の競争上の地位、運営上の地位に不利益を与える情報である。

(ウ) 基本金の部の金額は、第1号基本金が基本財産の取得に対応して毎年度組み入れてきた基本金の累計額を表し、第2号基本金以下は学校法人の独自の経営方針に基づく基本金組入の累計額を表し、公開されることにより本件学校法人の基本財産の規模が明らかになるとともに、経営方針が明らかになり、本件学校の競争上の地位、運営上の地位に不利益を与える情報である。

(エ) 消費収支差額の部の金額は、学校法人の単年度の消費収支差額の累計額を表し、公開されることにより本件学校法人の経営状態の良否が明らかになり、本件学校法人の競争上の地位、運営上の地位に不利益を与える情報である。

(3) 旧条例第11条第3号ただし書該当性について

ア ただし書イ該当性について

非公開とした部分は、事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から、人の生命、身体及び健康を保護するために公開することが必要であるとは認められず、ただし書イに該当しない。

イ ただし書ロ該当性について

非公開とした部分は、違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産及び生活を保護するために公開することが必要であるとは認められず、ただし書ロに該当しない。

ウ ただし書ハ該当性について

また、イ又はロに準ずる情報であって、公開することが公益上必要であるとは認められず、ただし書ハに該当しない。

4 審査会の判断

(1) 本件文書について

ア 本件文書の性格

本件文書は、本件学校法人が私立学校振興助成法に基づき提出した平成9年度の財務計算書類であり、学校法人会計基準に従って作成された資金収支計算書、消費収支計算書及び貸借対照表である。

その内容は、学校法人会計基準によれば次のとおりである。

- (7) 資金収支計算書は、当該会計年度の諸活動に対応するすべての収入及び支出の内容並びに当該会計年度における支払資金の収入及び支出のてん末を明らかにするために作成するものである。
- (イ) 消費収支計算書は、当該会計年度の消費収入及び消費支出の内容及び均衡の状態を明らかにするため作成するものである。
- (ウ) 貸借対照表は、資産の部、負債の部、基本金の部及び消費収支差額の部から構成され、資産、負債、基本金又は消費収支差額の科目ごとに、当該会計年度末の額が前会計年度の額と対比して記録されている。
- (2) 非公開部分について
- 実施機関が非公開とした部分は、次のとおりである。
- ア 資金収支計算書の中の
- (7) 収入の部の資産運用収入、前年度繰越支払資金及び収入の部合計の金額の部分
- (イ) 支出の部の借入金等利息支出、借入金等返済支出、資産運用支出、次年度繰越支払資金及び支出の部合計の金額の部分
- イ 消費収支計算書の中の
- (7) 消費収入の部の資産運用収入、帰属収入合計、基本金組入額合計、及び消費収入の部合計の金額の部分
- (イ) 消費支出の部の借入額等利息、消費支出の部合計、当年度消費支出超過額、前年度繰越消費収入超過額及び翌年度繰越消費収入超過額の金額の部分
- ウ 貸借対照表及び欄外の記のうち記載金額の部分全部並びに欄外の記3 担保に供されている資産の種類の記事及び記4 退職給与引当金の額の算定方法に係る記述
- (3) 旧条例第11条第3号該当性について
- ア 学校法人の会計基準について
- (7) 学校法人とは、私立学校法の定めに基づき設立された法人であり、これにより設置された私立学校は公立学校と異なり、その運営に一定の自立性が認められている反面、国や地方公共団体においても私学の振興を重要な政策課題と位置付け、私立学校振興助成法の趣旨に沿って、経常費補助を中心とする私学助成事業や税制上の特例措置などを柱とする私学振興策を講じている。
- (イ) 学校法人の会計については、もともと一般的な準則が存在せず、それぞれの学校でまちまちの方法で処理されていたが、私立学校に対する助成の拡充を図ることに

ついて、国民の理解と支持を得、国又は地方公共団体の助成の促進を図っていくため、当該補助を受ける学校法人の公共性が一層高められる必要があり、その前提として適正な会計処理を行わせるため学校法人会計基準が施行されたものである。

- (ウ) このような性格から、学校法人の教育活動を中心とする事業活動については、独自の経営方針のもとに一定の競争原理が働くとしても、一般の営利企業とはおのずと異なり、事業活動の内容に関する情報も相当程度社会に対して開かれていることが要求されることから、秘匿される情報の範囲は高度の内部管理的な事項として決定され、公開することによって学校法人の事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的な信用を損なうと認められる情報に限られるのが原則と考えるのが相当である。

イ 本号本文該当性について

- (ア) 資金収支計算書についての検討

a 収入の部

- (a) 資産運用収入（小科目は受取利息・配当金収入、施設設備利用料収入）欄の金額について

学校法人の行う資産運用は、自ら保有する資産を活用して得られる収入を教育事業の実施に係る経費の支出に充てるなど、教育事業を側面から支えるものと考えられ、運用の規模や形態等の内容については、通例、高度の内部管理的な事項とて決定されると認められるところ、このような金額を公開すると、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

- (b) 前年度繰越支払資金欄の金額について

前年度繰越支払資金は、短期的な支払資金として前年度から繰り越される、いわば当面の余剰運転資金としての意味を持つとされていることから、その資金がどの程度に確保されるかということは、通例、高度の内部管理的な事項として取り扱われるのが相当であり、このような金額を公開すると、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えられると認められる。

- (c) 収入の部の合計欄の金額について

合計欄の金額については、その金額のみをもって、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えるものとは認められず、また、科目の性格によって非公開とした部分が複数存在することから、合計欄の金額を公開しても、おのお

の金額が逆算されることとはならないものと認められる。

b 支出の部

- (a) 借入金等利息支出（小科目は借入金利息支出）欄及び借入金等返済支出（小科目は借入金返済支出）欄の金額について

借入金等利息及び借入金等返済は、本件学校法人が借り入れている資金に対応する利息や元本の返済に係る支出の金額であり、当該支出の金額を明らかにすると、借入金額そのものが推量されることになり、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる。

- (b) 設備関係支出（小科目は機器備品支出、図書支出）欄の金額について

設備関係支出は、本件学校法人が設備、備品等の整備のために支出した金額であり、確かに経営戦略上の設備投資の状況を示すこととなる場合がないわけではない。

しかしながら、これらの整備は教育事業上の投資であり、その整備状況は一般に公表されるのが通例であると考えられるので、これらの金額を公開したところで、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えるとは認められない。

- (c) 資産運用支出（小科目は第3号基本金引当資産支出）欄の金額について

前記 a (a) で判断したとおり、資産運用の規模や形態等については、通例、高度の内部管理的な事項として決定されると認められるため、これを公開した場合には、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えるとは認められる。

- (d) 次年度繰越支払資金欄の金額について

前記 a (b) で判断した前年度繰越支払資金と同様の性質を持つものと認められるため、これを公開した場合、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えるとは認められる。

- (e) 支出の部合計欄の金額について

前記 a (c) で判断したとおり、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えるとは認められない。

(1) 消費収支計算書についての検討

a 消費収入の部

- (a) 資産運用収入（小科目は受取利息・配当金、施設設備利用料）欄の金額について

前記(ア) a (a)で判断したとおり、これを公開すれば、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

(b) 帰属収入合計欄の金額について

当該金額のみによっては、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えるとは認められないが、これを公開すれば、科目の性格によって非公開とした金額の部分が逆算により明らかになると認められる。

(c) 基本金組入額合計欄の金額について

前記(ア) b (c)と同様の性質を有するものと認められ、これら基本金に組み入れる額をどの程度に設定するかは、高度の内部管理的な事項として決定されるところと考えられることから、これを公開すれば、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

(d) 消費収入の部合計欄の金額について

単年度の消費収入は学生生徒等納付金などの帰属収入をもって充てるとされており、そのうちから基本金に組み入れる額を減じた額が本欄に計上されるが、学校法人においては本欄の消費収入合計額との調整を図りながら前記(c)基本金組入額を決定するものと考えられる。

そうすると、本欄の金額もまた、高度の内部管理的な事項として決定されるところとみるのが相当であり、これを公開すると本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められる。

b 消費支出の部

(a) 借入金等利息（小科目は借入金利息）欄の金額について

前記(ア) b (a)で判断したとおり、これを公開すれば、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうと認められる。

(b) 消費支出の部合計欄の金額

当該金額のみによっては、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えるとは認められないが、これを公開すれば、科目の性格によって非公開とした金額の部分が逆算によって明らかになると認められる。

(c) 当年度消費支出超過額、前年度繰越消費収入超過額及び翌年度繰越消費収入超過額欄の金額について

いずれも、前記(ア) a (b)で判断した前年度繰越支払資金と同種の性質を有す

るものであり、公開すると本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与える
と認められる。

(ウ) 貸借対照表についての検討

a 資産の部

(a) 有形固定資産（小科目は土地、建物、構築物、機器備品、図書）欄の金額に
ついて

学校法人がどのような固定資産を保有するかは一般的に内部管理的な事項で
あるが、これらのうち、有形固定資産は教育事業の用に供されるものと考えら
れるところであり、それらは施設の整備状況として公表される情報から保有状
況が推知されているものと考えられ、これを公開しても直ちに本件学校法人の
事業運営上の地位に不利益を与えるとは認められない。

(b) その他の固定資産（小科目は電話加入権、施設利用権、私学振興会出資金、
第3号基本金引当資産）欄の金額について

これらの資産は(a)の有形固定資産と異なり、他に推知されていることは考え
られず、どの程度の資産をどのような形態で保有するかは高度の内部管理的な
事項として決定されるものと認められ、これを公開すれば、本件学校法人の事
業運営上の地位に不利益を与えるとは認められる。

(c) 流動資産（小科目は現金預金、未収金）欄の金額について

前記(ア) a (b) で判断した前年度繰越支払資金と(ア) b (d) で判断した次年度繰
越資金の金額に対応した内容となっており、これを公開すれば、本件学校法人
の事業運営上の地位に不利益を与えるとは認められる。

(d) 固定資産欄の金額について

当該金額のみを公開しても、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与
えるものにはならないが、当該金額を公開することにより、逆算により科目の
性格によって非公開とした部分の金額が明らかになると認められる。

(e) 資産の部合計欄の金額について

学校法人がどの程度の資産を保有しているかは内部管理的な事項と考えられ
るが、その総額を公開したとしても、保有する形態がすべて明らかになるもの
ではなく、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えるものとは認めら
れない。

また、逆算により科目の性格によって非公開とした部分の金額が明らかになるとは認められない。

b 負債の部

この部分の金額は、本件学校法人の借入金等の規模を表すものであり、借入金等をいかに設定するかは高度の内部管理的な事項として決定されるものと考えられ、これらの金額を公開すれば、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与え、又は社会的信用を損なうものと認められる。

c 基本金の部

この部分の金額は、本件学校法人の基本財産の規模を示すものであり、基本金の規模をどの程度に設定するかは、高度の内部管理的な事項として決定されるものと考えられ、これを明らかにすると前年度との対比により経営方針も明らかとなり本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められる。

d 消費収支差額の部

この部分の金額は、消費収支計算書の当年度消費支出超過額、前年度繰越消費収入超過額及び翌年度繰越消費収入超過額が対応しており、これらの金額は本件学校法人の事業採算性を示すものであり、高度の内部管理的な事項として取り扱われるものと解され、これを公開すると本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えるものと認められる。

e 負債の部・基本金の部及び消費収支差額の部合計

この科目は、資産の部合計と同一の金額が計上されるところ、前記 a (e) で判断したとおり、これを公開したとしても、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えるとは認められない。

f 欄外の記に記載の部分

この部分の金額等、本件決定において非公開とした情報のうち、次のものは、記載のとおり理由により、これらを公開すると本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えると認められるが、記1 減価償却費の累計額の合計額については、有形固定資産が現存価格により計上されていることからこれを公開しても、本件学校法人の事業運営上の地位に不利益を与えるとは認められない。

(a) 記2 徴収不能引当金の合計額

本件学校法人が、回収不能額をいかに設定するかは、高度の内部管理的事項

と認められる。

(b) 記3 担保に供されている資産の種類及び額

資金の借入れに際し、どの資産をどの程度担保に供するかは、高度の内部管理的な事項と認められる。

(c) 記4 退職給与引当金の額の算定方法

退職引当金をどのような形で設定し、その額をいかに算定するかは、高度の内部管理的な事項と認められる。

(d) 記5 翌会計年度以後の会計年度において基本金へ組入れを行うこととなる金額

借入れにより固定資産を取得した場合に、この借入金の返済額を基本金に計上することになるので、この欄の金額は借入金や未払金の残額であり、この金額は高度の内部管理的な事項と認められる。

(エ) 異議申立人は本件文書の大科目の金額を公開すべきであると主張するので以下に検討する。

確かに、大科目の金額のみを一律に公開しても、資金の流れや財政状況のすべてが明らかになるわけではなく、相当程度限定したものになると考えられるが、本件文書については、すでに本件決定において、大部分の科目(小科目を含む)の金額を公開しているところであり、これに加えて大科目をすべて公開することとした場合には、本件文書のほとんどの金額が逆算により明らかになると考えられ、たとえ本件学校法人が公共性を有しているとしても、これらを公開することが受忍の限度の範囲内であるとは断定できない。

ウ 本号ただし書該当性について

イにおいて、本号本文に該当するとした情報は、学校法人の事業活動によって生じ又は生ずるおそれのある危害や、違法又は不当な事業活動によって生じ又は生ずるおそれのある支障等の存在に関わるものとは認められないので、ただし書のいずれにも該当しない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が非公開とした部分のうち、別表に掲げるものは旧条例第11条第3号に該当せず、公開すべきである。実施機関のその余の決定は妥当である。

5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別表（実施機関が非公開とした情報のうち公開すべき情報）

1 資金収支計算書について

(1) 収入の部	「収入の部合計」
(2) 支出の部	科目「設備関係支出（小科目を含む。）」及び「支出の部合計」の金額

2 貸借対照表について

(1) 資産の部	科目固定資産のうち「有形固定資産（小科目含む。）」及び「資産の部合計」の金額
(2) 消費収支差額の部	「負債の部・基本金の部及び消費収支差額の部合計」の金額
(3) 欄外の記の部分	1. 減価償却費の累計額の合計額の金額

別紙

審査会の処理経過

年月日	処理内容
10. 12. 2	諮問書の受理
11. 2. 17	実施機関の理由説明書の受理
11. 5. 26	審議
13. 12. 26	審議 実施機関から非公開理由の聴取
14. 6. 19	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会委員

氏名	職業等	備考
佐野善房	弁護士	
鶴岡稔男	千葉家庭裁判所家事調停委員	部会長
藤井俊夫	千葉大学教授	

(五十音順：平成14年6月19日現在)